

仕 様 書

1 件 名

新たなアイコンを活用した海外 PR 業務におけるのぼり旗及びロールアップバナーの製作業務委託

2 目的

東京ブランドの浸透を図ること

3 品名及び数量

- | | |
|-------------|---------------|
| ① のぼり旗 | 40本(20本×2種) |
| ② ロールアップバナー | 216台(108台×2種) |

4 納期

平成29年9月20日(水)まで

5 納入場所

東京観光財団(以降「財団」)が指定する倉庫等

6 仕様について

① のぼり旗仕様

材質:ポリエステル *防災加工を行うこと。

加工:周囲ヒートカット、チチ付き(左チチ)

寸法:天地1800mm×左右600mm程度

印刷:屋外用インクジェット印刷(片面4色)

別添デザイン(別紙1)参照

※柱及び注水台については、上記仕様ののぼり旗が取り付けられるものを計40個納品すること。なお、柱は白色、注水台は白またはアイボリーに準じる色とする。

※別添デザイン(別紙1)に加え、東京都のイチョウマーク及び「東京都」の文字を入れること。

※デザインの詳細については、契約締結後、財団が電子データ(Adobe Illustrator 形式)を受託者へ提供する。

② ロールアップバナー

本体:バナースタンド本体+バナーグラフィック

材質:グラフィック素材

防災ターポリン

印刷:インクジェットプリント

寸法:ロールアップ:左右850mm×天地2,000mm

バナーデザイン:

デザイン版下データ(使用ソフトウェア:イラストレータ)については契約日以降、発注者より貸与する。

※別添デザイン(別紙2)参照

※別添デザイン(別紙2)に加え東京都のイチョウマーク及び「東京都」の文字を入れること。

※デザインの詳細については、契約締結後、財団が電子データ(Adobe Illustrator 形式)を受託者へ提供する。

7 包装・梱包

適宜ポリ袋入れ。柱及び台についても、傷がつかないように包装・梱包を行うこと。

8 色校正

色校正・文字校正を各2回実施すること。また色校正の提出先は都内3か所とする。

ただし、校正を行った時点で発注者の指示した箇所の修正が完了しなかった場合は、完了するまで受注者の責任校正とすること。

9 デザイン

契約締結後、財団が提供するデザインデータ（PDF形式またはAdobe Illustrator CS6）に基づき、版下データを作成しTCVBに提供すること。作成及び提供された版下データに基づき完全入稿データ（Adobe Illustrator CS6）を提供する。

10 外装表示

包装・梱包の見やすい箇所に品名、内容数量、納入年月日を印刷すること。

11 見積もりについて

見積もりには下記項目を含むこと。

ア のぼり旗及びロールアップバナーの製作費（単価含む）

イ 色校正提出時の発送代3か所分（財団、東京都、及びデザイン会社）

色校正提出においては即日提出の場合もあるため、その手段も想定すること（バイク便その他）。

12 著作権に関する記述

受注者は、成果物についての著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）を東京都に無償で譲渡すること。

13 守秘義務

本契約で知り得たすべての情報については、情報管理を徹底し、東京都の許可なくして、すでに公表されているものを除き、第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。本契約完了後についても同様とする。

万が一、本契約で知り得た情報を開示、提供又は漏洩した場合は、直ちに東京都に当該事実を通知し、情報を記載した書類等の回収等の適切な措置を講じ、当該情報の漏洩等を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすこと。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

3 低公害・低燃費な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 支払方法

受注者の債務の履行完了及び適正な検査確認後に、受注者からの請求に基づき、一括で支払うものとする。

16 業務上の費用分担

この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。

17 その他

- (1) 物品の搬入等については、都担当者と協議の上実施すること。
- (2) 不明な点は、都と協議の上実施すること。

18 連絡先：公益財団法人東京観光財団

東京都新宿区山吹町3-4-6番地6日新ビル6階

観光事業部観光事業課 担当：長瀬

電話：03-5579-2683